

犬猫が虐殺される背景に天下り法人の利権

野中公彦(みやざき・市民オンブズマン)

環境省の発表によると、全国で年間数十万頭の犬と猫が殺処分されている。理由は新たな飼主が見つからず止むを得ない為とされている。

厚生労働省は2007年5月1日付で「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」と題し、各都道府県等の担当部局長あてに「**迷い犬等の抑留された犬の処分の方法は殺処分に限らず、生存の機会を否定するものではない**」旨を通知した。また、新聞では「厚労省は保健所が、街頭等で捕まえた野犬や飼い主不明の犬の処分について、できる限り殺さず新たな飼い主を見つけるよう全国自治体に文書で指導した」との報道があった。

そもそも昭和49年施行の「動物の保護及び管理に関する法律(旧動物保護法)」における「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」が内閣総理大臣決定で昭和50年に公布され、その第3保管の項目2には、「**都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物(以下「保管動物」という)について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。**」とある。さらに続く項目3は「**保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。**」と定めてある。この厚労省の通知は、全国的に自治体が法令を無視し収容した犬猫に生存の機会を与えず殺害していることを示唆しているに他ならない。

筆者らは宮崎県動物愛護行政担当者らの動物虐殺行為を宮崎北警察署に刑事告発し、受理された。直接の事件は、動物保護管理所に持ち込まれた4匹の子犬を即殺害した件だが、その背景には宮崎県が飼主から引取った犬猫を即日殺処分している現状がある。筆者らは告発に先だち、H15年宮崎県担当課宛に即日殺処分等の不正な法令運用の是正を文書で求めている。

1. 県が門前払いしている抑留犬猫に対する里親希望者、里親捜しの協力者に対し法令に基づき対応せよ。
2. 引取り犬の即日殺害は犬の生存の機会を奪う妨害になっており法令違反であるので本日から、引取り犬に対する即日殺害行為の停止を求める。

だが県は欺瞞に満ちた回答だけで対応を改めることはなかった。その後も依然として違法な即日殺処分等

の犯罪を続けた為、筆者らは前述の刑事告発をせざるを得なかったのである。冒頭の「新たな飼主が見つからず止むを得ない」という偽装同様、時代と共に表面上は宮崎県が動物愛護を推進しているかのような世論操作をしているため、このような動物行政の実態はあまり知られていない。

2001年(平成13年)4月4日 水曜日 社 会 (26)

ネットで犬の里親探し

県は、飼えなくなった犬の里親探しを手助けする「ネット・リレー」(H)を、本年度中に開設する。引き取り手がなく、毎年数千匹が処分される犬を救済するが目的。インターネットを利用した里親探しを希望する者は、県に問い合わせる。仲介無料

県、年度内にHP開設

県は、飼えなくなった犬の里親探しを手助けする「ネット・リレー」(H)を、本年度中に開設する。引き取り手がなく、毎年数千匹が処分される犬を救済するが目的。インターネットを利用した里親探しを希望する者は、県に問い合わせる。仲介無料

県の事業を紹介したこの新聞記事では、「県が引取った犬は里親探しの場を設けているが、9割以上は引取り手がなく処分された。」と書かれている。しかし実際には、管理所に収容された犬を対象とした里親探しの場は設けられておらず、筆者が宮崎県衛生管理課に問質すと「年に一度、県の福祉祭りというイベントで市民に里親捜しの場を提供しているという意味であり、管理所に収容された犬の里親を探すことでは無い」という。記事を担当した記者も県の発表内容がおかしいことを認めている。またこの宮崎県のネット里親事業HPでは、管理所に収容された犬は対象外で、飼主不明の犬を個人で保護した場合も掲載できないようになっている。

今年、宮崎県が動物愛護NPOに委託し里親を探す事業をスタートした。ひまわりの家という保護施設で県が管理所に収容された犬猫から選び施設運営を行う愛護団体に渡し保護と里親捜しを委託するという。ひまわりの家は犬管理所から救出された親子の犬の名に由来し、この譲渡事業は大々的に報道され高い期待が寄せられた。

しかし期待はあっさりと裏切られる。事業開始間もなく団体代表から筆者らに連絡があり、以前より犬管理所からひまわりの家に渡すよう再三要請している親子の犬を、県が協議のうえ親子共々殺処分すると通告し

てきたというものであった。筆者らが行った刑事告発のタイミングでの通告であったのと、筆者らと同団体との関りを尋ねたうえでの通告だったので、筆者らの刑事告発への報復措置だと訴えた。

その後、金丸浩成(みやざき・オンブズマン代表)が県に連絡し当該犬を譲渡希望者に譲渡するよう約束させたが、同日宮崎県は同団体の抗議に対し子犬だけを残し、親犬を殺すことを通告してきた。さらには宮崎県が二重の態度で欺き、出し抜きで連休明け早朝に当該犬を殺害するとの情報を得た筆者らは、県衛生管理課長自宅に連絡のうえ犬を殺害しないよう約束を取り付けた。最終的に親子とも殺害は免れ、同問題に別の動きで取り組んでいた市民により保護されて里親へと譲渡される事になった。

県からの委託で譲渡事業を請負う NPO 法人が再三の要請を行ったにもかかわらず、凶暴である等理由をつけて協議のうえ殺害しようとしたわけだが、救出された親犬はおとなしく、犬管理所に迎えに行くと自分から車に飛乗ったという。また、凶暴であるから殺処分すると説明した県衛生管理課と動物行政窓口の宮崎中央保健所職員は、該当の親子犬を見てもいない事が後に判明した。

狂犬病予防法において、狂犬病の疑いのある犬は殺すことになっているが、その判断は獣医師である狂犬病予防員(保健所職員)以外には禁じられており、これは法律で愛護動物である犬をみだりに殺害すること防止するためである。にもかかわらず、犬を見ることがなく凶暴だという理由で殺害を決める県獣医師が、動物の生存の機会を奪いみだりに殺害している動物行政の本質を如実に表している。

県と NPO が共同で里親探しを推進するとして大々的に報道されたこの事業だが、結局は県のただのプロパガンダに過ぎない。衛生管理課によって委託された NPO は、実際の動物行政窓口となる保健所と話をすることを禁じられ、譲渡専用施設とされている「ひまわりの家」においては NPO が自分たちで保護した犬を譲渡することすら許されていない。また宮崎県中央保健所で行う計画であった里親譲渡会も最終的に拒否され、同 NPO は、独自に里親捜しの場所を確保せざるを得なかったと代表者は語る。さらに「犬猫の保護施設完成」と報道された施設において、県は猫の引取りを拒否しており、筆者らに対して「檻を準備していない」「譲渡の際猫が逃げ出した場合、周囲に迷惑がかかるから」と担当の県衛生管理課長は説明する。筆者らの、荒唐無稽であるとの指摘に、「すいません」と力な

く語る。このように何が何でも譲渡を回避し殺処分することに決まっているとしか評価できない。



写真:宮崎県が殺害しようとした親子の犬たち。



ひまわりの家の新聞記事

県と動物管理業務を委託契約(年間 1 億 5 千万円前後)する財団法人宮崎県公衆衛生センター(以下センター)は、昭和 43 年に食品・水質検査等、更に動物管理業務を行うことを目的として設立されたとある。

H10 年の委託料予算説明資料には、事業内容として・“犬の捕獲抑留・抑留施設の管理・抑留犬の飼養管理返還・処分犬の焼却を行う”となっている。

ゴミ扱いの収集行為

県及びセンターの動物管理業務の実態を端的に表す「不要犬ポスト」が H11 年 2 月に全国で報道され発覚した。24 時間利用可能な犬用のゴミ箱を県内 3 ケ所に設置していたが、一般には知られておらず騒ぎとなった。公開請求で得た発覚から撤去時までの県担当課の「不要犬ポスト」に関する文書中、同年 3 月管轄保健所担当課長等が行った対策会議の結果文書では以下の記述があった。

（・今後の方針①「不要犬ポスト」の廃止について

◎現時点で完全撤去することは困難である。

・現在でも犬管理所周辺住民や犬の飼主から「不要犬ポスト」存続の要望がある。）

これについてもともと犬管理所は人里離れているうえ地元大瀬町でも報道があるまで「不要犬ポスト」は知られておらず問題施設をわざわざ近隣につくれという人はいない。「不要犬ポスト」存続を要望する飼主という「不要犬ポスト利用者」は、明白に法令違反であるが、もともと一般に知られていない施設を利用していた特定の飼主とは何か？重大な疑念である。

また同年 12 月「不要犬ポスト」撤去に係る経緯と題した文書冒頭に(当該施設は犬管理所の無人時に管理所周辺に放置された犬による鳴声や危害防止のため近隣住民からの強い要望に配慮し県内 3 ケ所の犬管理所入口に犬を収容するため設置した)とあるが、(撤去についての地域住民の同意)という項目では驚く事に上記のように再三住民の要望と説明しながら、

(①北部犬管理所：住民からの要望で設置したものではないため、同意不要である)とあった。①に続く②、③の犬管理所に関する記述があるはずのページは隠滅されてあった。

平成 20 年 4 月 1 日策定「宮崎県動物愛護管理推進計画」における 6 犬及びねこの引取業務の改善【現状と課題】として以下の記述がある。

「市町村単位で引取り場所を指定して巡回している「定時点引取」については、引取りを申し出る飼い主に対し、飼い主責任の再教育が行われず、動物の命を軽んじる風潮を助長するだけであるという意見もあります。」

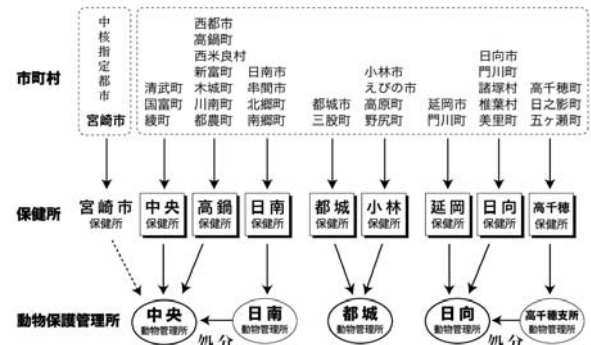


犬も猫も分別の生ゴミ……
宮崎県の「不要犬ポスト」の実態を紹介した宮崎日日新聞の記事。

この様に今だゴミ収集同様の引取が横行し「不

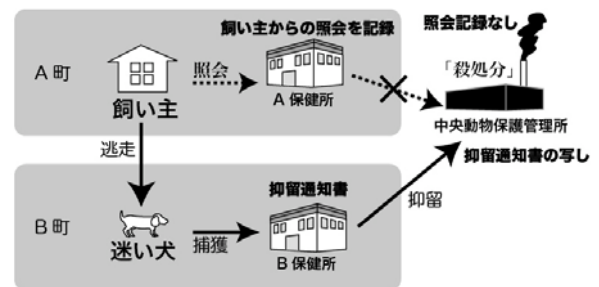
要犬ポスト」を設置した県のやり口は何ら変わっていない。

このように、一旦管理所に収容された多くの犬猫は生存の機会を奪われ、人知れず殺処分される運命にある。それは飼主とはぐれた迷い犬として例外ではない。



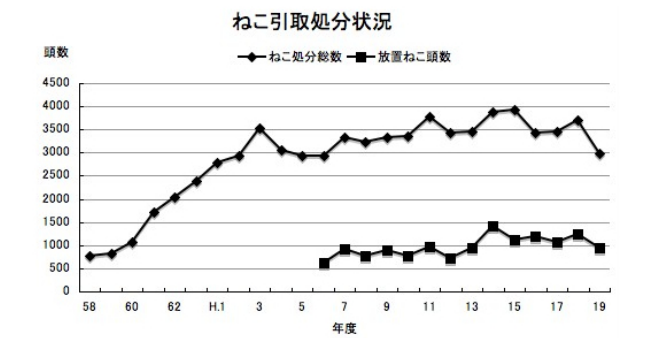
迷い犬が発見された場合は、その場所を管轄している保健所が捕獲を行い各動物保護管理所へと移送される。その際、迷い犬の記録は抑留通知書として捕獲した保健所に保管され、動物保護管理所にもその写しが保管される事になっている。しかしこのシステムでは、たとえ飼い主が行方不明の犬を探しに最寄りの保健所へ問い合わせたとしても、その保健所で捕獲されていない限りは見つかる事はない。例えば、宮崎市で飼われていた犬が清武町で捕獲された場合、飼い主が管轄の宮崎市保健所に問い合わせたとしても、記録がないので犬は見つからない。迷い犬は飼い主不明のまま中央動物保護管理所にて人知れず殺処分される。少なくとも、保健所から動物保護管理所への照会や、または飼い主に対してシステム上の不備の説明があるべきであるが、そのような対応は行なわれていない。

各保健所から管理所には、飼い主の照会情報が伝達、記録されないで、保健所管轄の境付近で捕獲された犬は返還されず処分される可能性が高いが、そうした事は県民には知らされていないのである。



ねこの捕獲処分について

年度別のねこ取引状況は県内各保健所によってまとめられ県が行われている。



筆者らは、平成18年度のねこ引き取り状況进行分析するために、宮崎県が引き取った猫に関する一切の書類を宮崎県及び宮崎市に対し情報公開請求した。その結果、中核指定都市として宮崎県とは異なる対応を行っている宮崎市の記録を除き、引き取り申請書に記載された数と、各保健所における引取り処分数が一致しない事が分かった。そして、その差分が「放置ねこ数」として計上されており、引き取り記録などの根拠書類が一切ない事も分かった。

保健所	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	合計
発表処分数	101	311	532	193	389	726	638	105	2995
処分申込書	83	232	405	119	295	631	114	105	1984
原簿なし(放置ねこ)	18	79	127	74	94	95	461	2	950
水増しの割合(%)	17.8	25.4	23.9	38.3	24.2	13.1	72.3	1.9	31.7

ここで不可思議なデータがある。表2.は同年度に高鍋保健所管轄の市町村で引取られた猫の詳細である。記録が一切ないはずの「放置ねこ」について、捕獲された数が市町村別に集計されているのだ。記録もなしに、このような数がカウントできるはずが無いのにもかかわらずである。

市町村	西都市	高鍋町	新富町	西米良村	木城町
引取り猫頭数	50	111	32	3	27
放置猫頭数	29	22	5	14	8
処分頭数	79	133	37	17	35

センターへの疑惑

以上からある疑惑が持ち上がる。センターは、殺処分数をセンター存在価値を根拠付ける“実績”とし、県からの事務委託を確保しようと企む意図的な「殺処分数操作」を行っているのではないだろうか。

にわかには信じられない話なのだが、それを裏付けるひとつの文書が、次ページの写真1.である。この文書は県が開示した公衆衛生センターとの委託契約に係る文書なのだが、この中にはH13年度の「予定処分頭数」が記載されている。いわば殺処分の計画表である。しかもあろうことかこの計画書には、前年度比30%増の処分予定数が記載さ

れており、本来、犬や猫を保護し、生存の機会に努めるはずの機関が、「引き取り手がない」等を偽装しながら強硬手段で犬猫を殺し、「処分」の実績にしている事実は疑いようが無いのである。

さらに、年度ごとの犬猫の引取処分件数および県からの業務委託費をまとめたグラフによると、犬の引取処分件数は年ごとに減少しているのだが、県からの委託費用はそれとは逆に増加している。さらに犬の頭数の減少を補完するかのように猫の頭数が増加しているのが分かる。処分数が減れば存続意義が問われる事は間違いなく、また十分な委託費用の確保は望めない。それこそが、犬の捕獲・処分を強硬に行い、猫の処分頭数を作為的に水増し操作している理由なのではないだろうか。

平成13年度 犬の捕獲・留置業務等計画書

区 分	捕 獲 頭 数		引取頭数	返還頭数	処分頭数	計	猫	犬猫合計の割合
	捕 獲 頭 数	そ の 他					処分頭数	
保 健 所								
中 央	30	800	400	30	1,100	100	330	1
都 城	160	900	760	50	1,740	30	450	1
延 岡	30	280	300	40	550	20	580	1
日 南	20	310	250	20	550	10	370	1
小 林	60	380	350	20	760	10	130	1
高 鍋	80	510	510	20	1,070	10	300	1
高 千 穂	30	130	300	10	440	10	110	0
日 向	30	370	750	30	1,110	10	900	1
合 計	440	3,680	3,620	220	7,320	200	3,170	7

